

防災行政無線への弊害の解消について

防災行政無線

防災行政無線は、災害対策の円滑化を主な目的として、区が設置する無線のことです。
このうち、固定系無線は、避難勧告などの災害情報や、区民の安全に関する情報を提供するために、区が設置している屋外スピーカーを付属した無線のことをいいます。

開発行為に伴う弊害

固定系無線は、小中学校の屋上や、公園などのポールの上にスピーカーが設置されており、高さは約15m、音響が届く範囲は、半径およそ200mです。

そのため、設置場所に近接する箇所で、高さ15m以上の建築物が整備された場合、スピーカーからの音響が、遮断されることがあります。

また、スピーカーの直近での大規模建築の場合、区役所から発している電波が届かなくなることもあり得ます。

弊害の解消

建築に伴い、固定系無線の音響又は電波に弊害が生じる場合は、当該建物又は代替地への移設が必要になります。

これに伴い、当該建物の開発事業者の方には、解消のための措置に係る費用（200～250万円程度）の負担をお願いします。

当該建物への影響

固定系無線の音響及び電波に直接の弊害が生じない場合であっても、固定系無線に近接した敷地に建設した場合は、当該建物に固定系無線の音響が直接あたる可能性があります。

その場合であっても、災害時の情報伝達を目的とするものであるため、固定系無線の撤去はいたしませんので、居住予定者等への説明をお願いします。

弊害解消までの流れ

裏面のとおり

【担当】

墨田区総務部危機管理担当

防災課防災係

電話03-5608-6206

FAX03-5608-6425

E-mail bousai@city.sumida.lg.jp

【防災行政無線への弊害の解消に関する協議の流れ】

受付票を提出して、弊害が生じることが確認された後の弊害解消までの流れは、次のとおりです。

確認書の提出

弊害の解消方法の決定までには、現地調査や協議の時間が必要となるため、その他の条例施行規則又は開発指導要綱による協議が終了したあとも、引き続き、防災行政無線への弊害の解消のための協議を区と継続することの確認書を提出してください。

現地での詳細調査

区が、音響エリアを詳細に調査し、移設等の措置の必要性の最終確認を行います。
この調査は、原則として、躯体の立ち上がり後に行うもので、調査期間には、1ヶ月～1ヶ月半が必要となります。

解消方法の協議・決定

現地での詳細調査により、移設が必要と判断された場合に、新たな設置場所や工期について、協議により決定します。
なお、これと併せて、移設後の管理運営のための、「防災行政無線放送に関する協定」の締結についても協議します。

防災行政無線放送に関する協定の締結

上記の協議により決定した内容により、区と協定を締結してください。

防災行政無線の移設

上記の協議により決定した内容により、防災行政無線の移設を行います。
なお、移設工事は、原則として区が行いますので、開発事業者は、費用負担をお願いします。

防災行政無線の運用開始

防災行政無線の移設後、区が運用を開始します。
以降の管理は、上記で締結した協定に基づき実施します。
なお、区では、固定系無線運用のための電気料程度を協定に基づき負担します。